

# なくそう!望まない受動喫煙。

2019年7月から病院や学校・行政機関で原則「敷地内禁煙」のルールがスタートし、2020年4月から飲食店やオフィス・事業所などでの原則「屋内禁煙」、20歳未満の方の喫煙エリアへの立入禁止などを加えた改正健康増進法が全面施行されました。



多くの施設において  
原則屋内禁煙

20歳未満の方は  
喫煙エリアへの立入禁止

屋内での喫煙には  
喫煙室の設置が必要

喫煙室には  
標識掲示が義務付け

病院や学校・行政機関などは2019年7月より  
原則「敷地内禁煙」

※屋外に喫煙場所を設置することも可能です。

飲食店やオフィスなどは2020年4月より  
原則「屋内禁煙」

※事務所、工場、ホテル・旅館、旅客運送事業船舶・鉄道などの施設

## 喫煙室には、標識の掲示が義務付けられています。 この標識が目印です。

〔喫煙専用室〕

〔加熱式たばこ専用喫煙室〕



「喫煙室」の  
出入口に貼るもの

喫煙が可能 飲食など不可  
施設の一部に設置可



「施設」の  
出入口に貼るもの



「喫煙室」の  
出入口に貼るもの

加熱式たばこに限定 飲食など可能  
施設の一部に設置可



「施設」の  
出入口に貼るもの

# 麻しん・風しんの予防接種はお済みですか？

## 麻しん・風しんの予防接種

麻しんは、「はしか」とも呼ばれ、発熱と発疹を特徴とする感染力の強い麻しんウイルスによる疾患で、風しんは、発熱、発疹、リンパ節腫脹を特徴とする風しんウイルスによる疾患です。両疾患とも季節的には春から初夏にかけて最も多く発生します。

また、風しんは、妊婦、特に妊娠初期の女性が感染すると、生まれてくる赤ちゃんが、耳が聞こえにくい、目が見えにくい、生まれつき心臓に病気がある、発達がゆっくりしている等の「先天性風しん症候群」という病気にかかってしまうことがあります。

麻しん・風しんにかからないためには、予防接種が効果的です。定期予防接種の対象の方は確実に受けていただくとともに、予防接種歴不明の方や妊娠適齢期の方など、必要に応じて予防接種についてかかりつけ医師にご相談ください。

### <定期接種の対象者>

1期:生後12月から生後24月に至るまでの間にある者  
2期:5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者(小学校入学前1年間)  
※1期から2期の接種まで間隔が空きますので、2期の接種を忘れがちになります。  
2期についても忘れずに接種をしましょう。  
<定期接種の対象者の追加>(2022年3月31日までの3年間)  
5期:風しんの抗体価が低い、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生の男性

# お口の健康が全身の健康に影響を与える!!



6月4日から10日は、「歯と口の健康週間」です。

「お口の健康について考えてみませんか？」

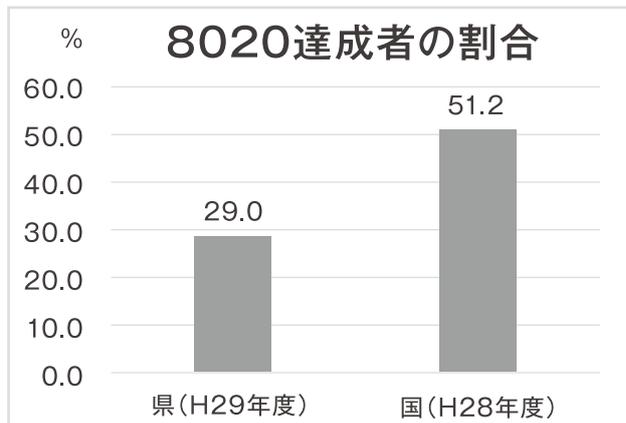
口のケアは、生涯にわたるQOL(生活の質)の維持・向上に欠かせません。口の機能低下から要介護状態に…

自分の口から食事ができないと低栄養状態となり、全身の健康にも影響を与えます。

「かかりつけ歯科医」を持ち、定期的な歯科受診をすることが健康なお口を保つ近道です!!

この機会に、かかりつけ歯科医を見つけ、歯科検診を受けてみませんか？

※8020達成者:80歳で20本以上自分の歯を保有する者



出典:鹿児島県歯科口腔保健計画 中間評価報告書